

	新潟市教育委員会 平成21年 10月 定例会会議録			
日 時	平成21年 10月 9日(水) 午前9時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長		欠席委員	
	高山 委員			
	田中 委員			
	小嶋 委員			
	山田 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	市橋 浩	生涯学習課長	玉木 一彦
	教育次長	長谷川裕一	教職員課長	逢坂 健太郎
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	総合教育 センター所長	津野 敏江
	事務局参事	大科 俊夫	学校支援課長	南 敦
	教育総務課長	川瀬 正之	地域と学校ふれあ い推進課長	坂井 敏明
	学務課長	朝妻 厚雄	生涯学習センタ ー次長	和田 明彦
	施設課長	芋川 常治	中央図書館 企画管理課長	上山 茂実
	保健給食課 長	朝妻 博	教育総務課 長補佐	佐藤 栄治
			教育総務課 総務企画係長	小関 洋
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午前 9時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (件)	議案番号	件 名
報告 (2件)	記 号	件 名
		図書館振興ビジョンについて
		県費負担教職員に関する「職員の退職手当に関する 条例」の一部改正について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午前9時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 小嶋委員，山田委員 両委員を指名。

第3 報告

○委員長 皆さんおはようございます。

本日の取材は新潟日報さんでございます。よろしゅうございますでしょうか。

それと，配布された資料に差替えがございます。

○教育総務課長 それでは，図書館振興ビジョン策定についての中央図書館からの報告に入る前に，事務局より2点ご報告がございます。

1点目は，本日，急遽，教職員課より「県費負担教職員に関する「職員の退職手当に関する条例」の一部改正について」という報告案件が追加となったため，差替え用の議事日程及び資料を机上配布させていただきました。よろしくお願いたします。

2点目は，現在，事務局では，どのような案件が付議事件・報告・協議会に当たるのかについて，上程方法の整備を行っているところです。答申がまとまり次第，委員の皆様にご報告し，協議をお願いしたいと考えておりますが，今回の中央図書館からの案件は，報告となっております。しかし，今までも進捗状況の報告について，報告という形で行っておりますので，今回の報告につきましても，委員の皆様からのご意見をいただき，計画案に反映させていきたいと考えております。

今後の方針といたしましては，今回の報告につきましても，協議会での協議案件とすべきと考えておりますが，今までは，進捗状況につきましても報告とさせていただきますので，今回につきましては，現行どおり報告案件とさせていただきますと考えております。以上でございます。

○委員長 ただいまの総務課長のご発言に関しましては，後ほど定例会終了後に少し皆様と議論させていただくということにして，その際，また詳細なご説明をさせていただくということで，まず，本日は，報告事項から入りたいと思います。

最初に，図書館振興ビジョン策定について，資料の説明をお願いします。

○中央図書館
企画管理課長

中央図書館でございます。それでは、新潟市立図書館振興ビジョンの策定状況につきまして、ご報告させていただきます。

はじめに、本ビジョンの策定の目的でございます。このビジョンは、市民の生涯学習を支える身近な情報拠点として、本市図書館がこれから何を目標として、どのような施策を展開していくのかという基本的な方針を市民の皆さんに提示するとともに、より質の高いサービスを提供していくための指針として策定するものでございます。

資料2ページの目次をご覧ください。ビジョンの構成の骨組みでございますけれども、新潟市立図書館の現状及び課題、これらを踏まえて本市の図書館運営のあり方、方向を示す新潟市の目指す図書館像、その実現に向けた目指す図書館像の具体的な取り組み、そして、その成果を検証し、図書館運営の改善につなげていく図書館の評価という構成になっております。本日は、このうち現状及び課題、目指す図書館像について、概要を説明させていただきます。具体的な取り組み及び評価につきましては、現在、素案を精査しておりますので、次回の委員会までに取りまとめ、報告させていただきます。

3ページの2「ビジョンの位置づけと性格」をご覧ください。本ビジョンは、上位計画である市の総合計画や教育ビジョンとの整合を図り、中・長期的な図書館振興施策の方向性・あり方を示す「新潟市の目指す図書館像」と、これを受け、平成22年度から26年度までの5年間に展開するサービスや評価のあり方を提示するものでございます。

5ページをお開きください。「本市図書館の体系図」でございます。本市には、現在18の図書館と条例上は分室として位置づけてございますが、29の図書室が設置されております。18ある図書館のうち市立図書館全体の総括・連絡調整機能を担う中央図書館と北区の豊栄、東区の山の下、秋葉区の新津、南区の白根、西区の坂井輪、そして、西蒲区の西川の各図書館をそれぞれ区を中心図書館として位置づけております。中心館は区内の地区図書館、地区図書室の総括と連絡調整機能を担っており、山の下、坂井輪の両館を除いて図書館協議会が設置されております。

なお、合併建設計画で、平成23年度の開館を目指して巻図書館を新設するほか、24年度には亀田図書館の移転新築、また、24年度以降には、築後30年以上が経過し、老朽化が目立つ新津図書館の移転新築が予定されています。

なお、現在、公民館に併設されている亀田図書館は、中心館としての機能を備えていないため、中心館として位置づけておりません

が、移転新築後は、江南区を中心館としての役割を担うことになっております。

また、学校図書館を支援するため、平成 20 年度に西川図書館、21 年度に豊栄図書館に学校図書館支援センターを設置いたしました。この試行結果を踏まえ、今後順次、区を中心館に学校図書館支援センターを設置することにしております。現在、豊栄、新津、白根、西川の各図書館を除く 14 館がオンラインで結ばれ、配本車が運行されておりますが、平成 22 年度中には残る 4 館がオンライン化され、これによりまして市内の全図書館を網羅する図書館ネットワークが増築される予定となっております。以下、現状につきまして、概略のみ説明をさせていただきます。6 ページをお開きください。

(2) 資料であります。表 1 をご覧いただきたいと思っております。本市の平成 20 年度末現在の蔵書数は、全館合わせて約 167 万冊となっております。市民一人当たり換算いたしますと、2.1 冊となり、政令市の平均値 1.6 冊を上回っております。

7 ページの表 3 は、蔵書の分類別冊数でございます。本市では、児童サービスに力を注いでおり、児童書の充実に努めてまいりましたが、その児童書と 9 類文学の割合がそれぞれ 25 パーセントで最も多く、全体の半数を占めています。

8 ページをお開きください。(3) 図書館の利用状況でございますが、表 5 をご覧ください。本市の平成 20 年度末現在の登録者数は、約 172,000 人でございます。

9 ページの表 6 をご覧いただきたいと思っております。本市の登録率は 21.5 パーセントで、政令市の中では順位は、下から 2 番目となっております。ただし、本市は登録カードの有効期限が 4 年でございますが、他市では 5 年、10 年というところもあり、また、登録者数を累積で算定している都市もありまして、統一基準では比較できないということから、正確な状況の把握が困難となっております。

10 ページをお開きください。表 8 「平成 20 年度の年齢別・性別の貸出比率」でございますが、オンライン館 14 館の統計では、30 歳から 40 歳代の女性の利用が多いという結果が出ております。

次に、11 ページ(4) 職員でございます。表 10 をご覧ください。平成 21 年 4 月 1 日現在、本市の図書館の正職員数は全館合わせて 71 人で、うち司書は 46 人でございます。都市によっては、指定管理者制度や業務委託を導入している市もございますので、単純比較はできませんが、本市の正職員に占める司書の割合は、政令市の平均値を上回っております。

次に（５）図書館サービスの状況でございます。詳細につきましては省かせていただきますが、本市では児童サービスに重点を置いた運営を行っており、中央図書館では、ビジネス支援やハンディキャップサービスにも力を注いでいます。

次に、20 ページをお開きいただきたいと思います。この8月に、本市図書館の課題を把握し改善の方向を探るために、図書館の運営やサービスに関してアンケートによる満足度調査を実施いたしましたので、この結果の概要につきまして、説明をさせていただきます。

アンケートは中央、豊栄、新津、白根、西川の5中心図書館の利用者を対象に実施いたしました。アンケート用紙の配布数は、中央図書館400、中央以外の4館は各200で、計1,200でございます。結果、回収数は1,052で、回収率は87.7パーセントでした。調査事項につきましては記載のとおり、全体としての図書館の満足度など7項目でございます。この7項目につきまして、利用者から「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の4段階で評価してもらいました。

21 ページの満足度点数の比較表をご覧くださいと思います。この表は、項目ごとの満足度点数を全体と図書館別に集めたものでございます。この満足度点数というのは、満足度の度合いを数値化して比較するため、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」をマイナス点、「不満」を-2点として計算し、各項目の満足度の平均点数を算出したものでございます。ご覧のようにこの点数は、いずれの項目でも+となりました。点数が+2に近いほど満足度が高く、-2に近いほど満足度が低いことをお示ししておりますが、全体結果では、全体としての満足度の項目は1.4点となっております。

3の満足度分布傾向のグラフをご覧くださいと思います。「本や雑誌などの充実」「本や雑誌などの探しやすさ」「開館日・時間」の満足度は、他の項目と比較しますと、いくぶん低い評価となっております。

また、図書館別では、新津図書館の満足度が他の4館と比較いたしますと、全体的に低い評価となっております。

網掛け部分をご覧ください。最も満足度が低かった項目は、中央図書館の「本や雑誌などの充実」「本や雑誌などの探しやすさ」「開館日・時間」となっており、豊栄図書館が「開館日・時間」、新津、白根、西川の各図書館が「本や雑誌などの充実」となっております。

24 ページをお開きください。後段の「意見・要望の内訳」をご

覧いただきたいと思います。今回のアンケートでは、自由記載欄に利用者から意見・要望を記述してもらいましたが、寄せられた327人、471件の意見・要望の図書館別・分野別の件数は、表のとおりとなっております。特徴的な事項を何点か下に記載しておきましたが、中央図書館では開館時間の拡大の要望が多く、駐車場料金の無料化や引き下げの要望も目につきました。また、新津図書館では施設・設備の改善、西川図書館では、資料の充実に関する要望の多さが目立ちました。

恐縮ですが、戻りまして14ページをご覧ください。5「新潟市立図書館の課題」でございますが、図書館の現状や満足度調査の結果を踏まえて、課題を整理してみました。主なものについて申し上げますと、(1)の「施設・運営体制面」では、満足度調査の結果を踏まえた開館時間の延長についての見直しや、全図書館のオンライン化に伴う図書館情報システムと配送システムの効率的、効果的な運営の検討、それから、移転新築が予定されています新津、亀田の両図書館の整備・運営方針の検討などが課題となっております。

また、地区図書室につきましては、利用者が極端に少ないところがある一方で、一部では拡充を望む声があることから、そのあり方について今後検討する必要があるとございます。

(3)「図書館利用の関係」では、登録率の向上や勤労世代の男性の利用促進などが課題となっております。

めぐりまして16ページになります。(5)「図書館サービス」では、現在、策定中の「子ども読書推進計画」を受け、さらに児童・青少年サービスを充実させていくことや、ビジネス支援サービスの拡大、また、新たな情報提供サービスの取り組みなどが課題として挙げられます。

次に、(6)「学校図書館支援センター」でございます。学校図書館支援センターは、すべての中心館に今後設置される予定となっておりますが、山の下、亀田、坂井輪の各図書館は、現在、中心館として機能していないため、当面、中央図書館がその役割を担うこととなります。これに伴いまして、中央図書館における学校図書館支援センターのあり方と併せまして、この3館に対する支援体制の整備が課題となっております。

また、学校図書館支援センターの設置や学校図書館司書の全校配置に伴いまして、豊栄、白根の両館で行われてきたブックバスの運行など、学校に対する直接的な支援のあり方を見直す必要があるとございます。学校図書館支援センターと学校がさらに連携を深め、学校図書館活動の活性化につなげていくための体制づくりも検討課題と

なっております。

18 ページをお開き願います。新潟市の目指す図書館像でございますが、本市図書館の運営理念を「心豊かな都市（まち）づくりを支える情報の発信基地」というフレーズにしました。図書館を市民の生涯教育を支える場とし、身近な情報拠点として市民や地域の課題解決にこたえていくということを基本的な方針としたものでございます。

次に、この理念を踏まえて本市が目指す図書館像を、4本の柱として整理いたしました。1点目の柱は、ネットワークを活かした「課題解決型図書館」です。図書館の資料や情報のネットワーク化を推進するとともに、レファレンス体制の整備・充実を図り、市民の生活課題や地域課題の解決に役立つ図書館づくりを目指しております。

2本目の柱は、地域づくりに寄与する「分権型図書館」です。図書館協議会を通して区民のニーズを図書館運営に反映させながら、住民参加の下で地域の特性・個性を活かした図書館づくりを目指しております。

3本目の柱は、子どもの読書活動を推進する「学・社・民融合型図書館」です。今年度策定する「子ども読書活動推進計画」に基づきまして、子どもの読書活動を推進するための環境整備や読書に親しむ機会の充実に努めることとしております。

4本目の柱は、市民参画と協働を推進する「パートナーシップ型図書館」です。市民との協働を進めるため、図書館運営に市民が参画できる場や機会の提供、ボランティア参加の環境づくりなどに努め、市民とともに成長する図書館を目指しております。

次に、(3)「効率的、効果的な運営を目指して」でございますが、管理・運営面の基本方針といたしまして、厳しい財政状況も踏まえ、最小の経費で最大の効果があげられるよう、さらに効率的、効果的な運営に努めていくこととしております。

以上、図書館振興ビジョンの素案につきまして、説明をさせていただきました。

○委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見・ご質問をちょうだいしたいと思います。

○高山委員

まず、このビジョンを作るわけといたしますか、どうして作らなければならないのか、あるいは、そのきっかけといたしますか、それをお聞かせ願います。

○山田委員

今に関連して、併せて、これは誰が作ったのか、どういう人たちがこういうふうなのを作ったのか、教えていただけますか。

○中央図書館 企画管理課長	<p>では、1点目のご質問でございます。平成17年の14市町村の広域合併、それと平成19年4月の政令都市への移行、それと、その秋の中央図書館の開館というような経緯を経まして、先ほど申し上げましたように、18館29図書室というような形になりました。</p> <p>また、合併建設で、今後、巻図書館の新設、亀田、新津の両館の移転新築が予定されているということがございます。</p> <p>こうした中でいろいろな社会情勢の変化だとか、あるいは市民の情報ニーズの多様化、高度化に対応した図書館運営のあり方とか、サービスのあり方というものを確立していく必要があるという基本的な考えから、ビジョンを策定させていただくということです。</p>
○山田委員	<p>委員会とか、そういうのを立ち上げてやったのか、そうではなくて、中央図書館でもって策定したんですか。</p>
○中央図書館 企画管理課長	<p>私ども事務局の職員で策定させていただきました。</p>
○高山委員	<p>今後、例えば検討委員会みたいなものをおつくりになる予定なのですか。</p>
○中央図書館 企画管理課長	<p>検討委員会は作る予定はございませんが、この素案を今後、当委員会をはじめ社会教育委員会、図書館協議会、議会もそうですけれども、そういった中でご審議をいただいて、まとめていきたいと考えております。</p>
○委員長	<p>補足はございますか。</p>
○八木教育次長	<p>基本的には図書館協議会というか、外部委員会がございまして、中央図書館協議会と併せて、その他の4つの中心館にも図書館協議会をそれぞれ置いてございまして、基本的にはそちらの意見をお聞きしながら作るということにしております。これまでも、聞いてきております。</p>
○委員長	<p>私も以前、委員をしたことがございます。</p>
○小嶋委員	<p>運営協議会というのは、年に1回かそこらでしたよね。</p>
○八木教育次長	<p>定例的には、各図書館協議会は2回でございましてけれども、今回、このビジョンを作るということもありまして、臨時的にもう1回程度、各図書館協議会を開催することにしております。</p>
○小嶋委員	<p>今回のこれを素案として出していただく前に、その方々にもこういう案を出すのだけれどという話はしていますか。</p>
○八木教育次長	<p>はい。これまでもしてきています。ご意見をいただいてきておりますし、それから、今日お話を申し上げていない具体的な取り組みですとか、図書館協議会のあり方については、これから図書館協議会の方でご審議いただく予定にしております。</p>
○高山委員	<p>政令市になって3年ですから、この辺で市立図書館が一応並びに</p>

つuitaというこゝで、今後、図書館行政をどうやっていくかというところをこの辺でまゝとめて、将来というか、ビジョンを作りたいということだろうと思ひます。そのきっかけとなつたのが、国レベルの教育振興法でいう図書館の強化をやりなさいというよゝなこゝも、一つのきっかけになつたのではないかなと思ひます。

そういう意味で、図書館はこれからどうやっていくべきか、特にIT社会の中でいっぱい情報があふれてゐる中で、図書館はどういう役割を市民に対して果たしていくべきかという点で、一つのビジョンを作るこゝは大変いいこゝだと思ひますので、頑張つていただきたいと思ひます。

ただ、タイトルが「新潟市図書館振興ビジョン」と書いてあるのです。ビジョンというのは将来像、将来構想とかいう意味があります。言葉の問題ですけれども、市立図書館ビジョンというのなら分かりますけれども、振興ビジョンということになると、振興の将来構想という意味にとられ、意図されてゐるこゝと違ふよゝに思へるのです。振興を生かすとすれば、進行計画とした方がわかりやすいでしょう。ただ、ビジョンと言うものを前面に出したいというこゝであれば、少しお考へいただきたいというこゝです。

それから、新潟市に教育ビジョンがあります。あれを見ていただくと分かつと思ひますが、現状分析だとか課題だとかというものは、あれにはないのです。そういうものにのつとつてビジョンというものはできてくるはずなのです。ですから、振興計画ならば現状分析だとか、あるいは課題だつて必要だと思ひますが、ビジョンとしては、将来のあるべき姿というものを目指すというこゝですから、ビジョンを作るならば、現状分析あるいは課題というものが資料として載せてもいいと思ひますけれども、ビジョンの中になまくちりばめながら作つていくというのが、筋ではないかというよゝな気がするのです。

例えば、結構あちこちで、こういうビジョンではないのですけれども、横浜市では図書館のあり方というものをちゃんと外部委員を交えた懇談会をつくり、平成19年にできているのです。これなどは、あり方ですから、現状分析とかそういうものは入つておゐります。ただ、あり方といいながら、札幌市あたりを見ますと、現状分析といったものは資料としてありますが、ビジョンの中になというか、あり方の中にはうたわれてゐないというよゝなこゝもあります。

そういうこゝで、他の都市のあり方というか、懇話会を作つてやっていらつしやるところを是非参考にしていただひて、どういふ形がいいのかということを検討いただきたいと思ひます。

○委員長

何かコメントはございますか。

○中央図書館
企画管理課長

大変貴重な意見をありがとうございます。ビジョンは、これで作りっぱなしということではなくて、いろいろな状況変化に合わせて見直していくべきだと思っていますので、こういった機会に状況も踏まえてやっていきたいと思います。

○高山委員

大切なのは、この1番、2番に書かれている内容、これがちょっと筋が通っていない部分があって、よく分からない、何を言おうとしているのか。要するに、どういうビジョンを作っていくのか、いわゆる目的です。背景、策定の趣旨というより、最初にあなた方がご説明になったときに、こういう目的を明示したいとおっしゃったのだから、これからの図書館の意義を示し、一つの確固たる意欲みたいなものが、ここに出てくるべきだと思うのです。まだそれが感じられない、理路も整然としていない、そういう感じがします。

○山田委員

正面からお話があったのですが、私は一つ一つの確認をしたいと思うのですが、新潟市の市民一人当たりの蔵書冊数2.1冊と書いてあるのですが、こういう比較の仕方はいいのかどうか、もちろん、その評価をきちんと書いてあれば問題はないのですが、2.1冊というのは、要するに冊数との絡みですので、図書館ですから、まず本がいっぱいあるというのが、絶対的な価値なのです。それなのに、新潟市は人口で割ればこうですという言い方は、ちょっと問題があるのではないかとということです。人口が少ないから、当然一人当たりの冊数は高い数値が出てくるわけです。しかし、総冊数で見ると、いかがでしょうか。下から何番目という形です。それだけ図書館の使える範囲というのか、役割というのが小さいということになるのではないのでしょうか、冊数が少ないということは。そういう意味で、私は理想はそこだということを、もっと強調していく必要があるのではないかとことなのですが、ご意見はいりません。

それから、質問が飛び飛びで大変申し訳ありません。図書室に協力員というのがありますが、これはどういう人なのか、後ほど説明してください。

それから、全体を読ませていただいたときに、8ページの蔵書の種類で、文学と児童が28パーセントで同じ割合なのですが、政令指定都市の他の市の図書館の蔵書の割合というのは、いったいどうなっているのか、それがどういう価値があるのか、それによって蔵書の仕方、新潟市は大変いい方向にきているということになるのか、あるいは相当違うけれども、児童が多いというのは、私たちは学校支援センターを立ち上げたいのですと、そのためにそこを多くしているのですとか、特色づけているのですとか、こういうことと

の結び目になるのではないかと、ただ単にこれを示されても、意義はないと、やっぱり現実をどう分析するのかと。

そこで、最初に質問した「これは誰が作ったのですか」ということになるのですが、やっぱり大学の専門、大学でなくてもいいのですが、図書館あるいは図書を研究している専門の方の知見みたいなものをどこかに入れていく必要はないかと、図書館協議会はそういうメンバーが入っているのでしょうか、私はそれがちょっと分からないのですが、入っているならば、そう問題はないのですが、図書館について、この前、講演会がありましたが、いろいろなことを研究しておられる方の知見が得られるならば、大変いいのではないかと、委員会を立ち上げなくても、結果についてご相談いただける人、そういう方が必要なのではないかとということです。

それから、いろいろあっち行ったりこっちへ行ったりしますが、これは間違いでしょうか、旧市の新潟市の小中学校は司書が全校配置になっておりました。正規が相当数で、資格をきちんと持っている方が中心になっていたわけです。そして、研究会等を立ち上げて、自分たちでいろいろな研修をしながら、読書活動を盛んにするにはどうしたらいいかということをやってきたわけです。最近、そういう人たちが、合併した市町村の図書室の方に配置替えになって、そして、学校の正規の司書が少なくなったという話をちらっと聞いたのですが、旧新潟市は全国に先駆けて、全校司書を配置したわけです。その良さをどう伝えていくのか、もちろん統合した市町村の学校は司書がないわけですので、今いる人たちを急に増やすわけにはいかないから、今いる人たちを有効に活用するということなのですが、そういった学校の不満、学校支援センターが立ち上がればいいのだということになるのか、なかなか立ち上がりませんから、その辺の不満をどういうふうに解消していくのかというのは、非常に大きな問題ではないかと。私は学校を大事にして、学校支援センターを作るという考え方には大賛成です。読書というものの一番の基本、習慣を作るのはそこだろうと思っていますから、そういう意味で大賛成なのですが、逆にちょっと手薄になってきたのではないかと、全市の一般図書館を含めて読書活動を考えたときに、ちょっと手薄になってきていないかと、そんな感じがしているものですから、そのことについて、そんなことはないという話であれば一番いいわけで、私が知らないものですから、そんな話をいたしました。この人というのは非常に大きな問題ですので、また考えていただければと思っています。

○八木教育次長

私の方から恐縮ですが、お答え申し上げます。

1点目の蔵書の市民一人当たりの比較については、委員のおっしゃるとおりだと思っております。絶対値としては、必ずしも新潟市は多いわけではございません。ただ、一般的に全国でこういう比べ方をしているということがありまして、人口規模に応じて変わってきますので、おっしゃるとおりでございます。

続いてご説明いたしますが、旧新潟市の図書室、分室では、地元の方、なるべく図書室に近い方に協力員という形で、有償ボランティアという形なのですが、謝礼をお支払いして運営に協力いただいているという体制でございます。合併したエリアの図書室については、公民館の職員が運営しているところもございます。まだ一国二制度のような状態になっておりますが、そういう状況でございます。

それから、3番目の蔵書の内容、分類の重きのおき方については、手持ちに他の政令市との比較のデータはございませんけれども、概して文学と児童が25パーセント、4分の1ずつを占めているというデータになっております。最近の傾向としては、以前、文学の分野というのは、だいたい40パーセントくらいでございました。徐々に下がってきておりまして、例えば社会科系とか自然科学系、多様な分野に拡大してきております。比較的文学系の資料の率が下がってきております。これは、ある意味では全国的な傾向かもしれません。児童についての25パーセントというのは、他都市の事例でもだいたいこのくらいだと思います。絵本なり児童書の比率というのは、比較的どちらの図書館も高くなっております。

それから、専門的な知見のことですが、新潟市あるいは新潟県には、図書館学という専門の方が大学にもおいでにならないのですが、情報学という視点では情報大の先生ですとか、あるいは作家の方、そういった方々に図書館協議会の委員をお願いしております。必ずしも専門的な分野だけではなくて、それぞれ利用する立場からみた場合の図書館のあり方というのも、むしろ大事だと思っておりますので、各方面にわたった分野の委員の方をお願いして、今、中央図書館協議会では15人の方、そのほかの4つの協議会は、8人から10人ほどの方をお願いしております。

それから、学校司書の問題については、直接の所管にはなりません。教育総務課の方になりますけれども、私どもの公共図書館の方で学校図書館支援センターを設置するというので、考え方としては、合併したエリアに学校司書が配置していなかったわけですが、そちらの方に基本的には臨時の身分ですけれども、臨時の司書を全校配置しているという形になっております。ただ、この中にも書いて

ございますけれども、ノウハウの蓄積ですとか、あるいは勤務時間が短いというハンディもございまして、それを支援するために旧市の正規の学校司書を公共図書館に配置して、学校図書館支援センターということで、側面から支援していくということで、昨年度から配置した西川図書館や、今年度4月に設置しました豊栄の図書館では、例えば横のつながりを作って、情報交換をし合うような場ですとか、あるいは例えば子どもの絵本の読み聞かせの研修会ですとか、あるいは、現場では特に経験が浅いと迷うところですけども、本を捨てる技術、除籍をする技術といたしますか、そういったものについての研修業務がございまして、そういったものを進めながら全体をレベルアップしようと、そういった取り組みをして、学校が平準化していくという考え方で学校図書館支援センターを設けて、併せて公共図書館との接点を作りながら学校を支援していくという考え方で動いております。雑ぱくですけども、以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。どうぞ。

○小嶋委員

ちょっと全体的に自分で感じたことをお話しさせていただきますと、市民と行政の図書館に関する位置づけの差というのが非常にあると思うのです。それで、その辺を急がず、いろいろなサイドから示唆していただきながらやっていただければいいと思うのです。

例えば亀田とか新津であれば、移転するというのであれば、それがチャンスなわけですので、実際に本をよく借りている方だとか、有識者だけではなくて、地域の利用の高い人を入れたりして、委員でいろいろな意見を聞いてやっていくというのが大事だと思うので、やっていただきたいと思います。

先ほど勤務時間イコール開館時間ということだと思っておりますけれども、開館時間も長くしてほしいという地域の声が多いです。そうしますと、協議会、管理者制度が何年か先に移行していくのかどうかということも考えながら、この素案は素案で見せていただきましたけれども、検討していただきたいと思います。それが1点。

もう1点なのですけれども、児童書というのが25パーセントということで、非常に高いポイントを児童のサービスに充てていただいているのですけれども、利用率とか貸出率のところを見ますと、8ページになりますけれども、この調査のところ、0歳から18歳という年齢幅が広く取り出されているのですけれども、ここの子どもたちの教育に力を入れているのであれば、もう少し細分した年齢で、どの辺が非常に利用しているのかというのをもう少しやっていただいた方が、子どもの学の向上にもちょっと見えてくる部分も

ありますので、そうしていただければ、ありがたかったと思います。

○委員長

ありがとうございます。この件に関しまして何か。

○中央図書館
企画管理課長

開館時間の延長につきましては、今回のアンケートにこういった要望が目立ちました。それから、図書館のたよりというのを市民の皆さんにいただいたのですけれども、その中でそういった意見が多々ございます。そういったことを踏まえまして、今、図書館は一律10時開館になっていますけれども、会館前の例えば予約の搬送の準備だとか、あるいは館内清掃だとか、開館までにやる仕事があるというところがありまして、人員増を図らなければ、なかなか難しい面も確かにあるのですけれども、そういったご意見が多いということも踏まえまして、今後、開館時間を早めるような方向で検討を進めております。

それと、表の細分化というお話がございましたので、そういったことを踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。

○田中委員

15ページに載っているのですけれども、一部の地区図書室では、利用者が極端に少ないというのですが、図書館体系図から分室と、その利用状況を載せていただきまして、ほとんど利用されていないようなところがあるのかと思われましたので、利用状況、位置づけ、役割みたいところを教えてくださいたいと思っております。

○中央図書館
企画管理課長

地区図書室の役割ですが、一定の人口の集積があって、図書館から比較的距離のある市民の方、そういった方に図書館のサービスを提供していくということで、サービスポイントとして図書館を補完する機能を持たせるものとして設置しているということです。

それからあと、地区図書室の状況ですが、案外利用状況に差がございまして、例えば年間利用者が10人に満たないところも実際にあるのです。かと思うと、5,000人、6,000人というような利用者があり、かなり格差があるということで、これについては、特に利用が少ないところにつきましては、費用対効果というものもありますし、このままではいけないだろうということで、どうしたらいいか考えているところです。

地区図書室については、全体的に図書館がいろいろ整備されてきたということで、貸出冊数も減っておりますし、登録者数も減っているのです。その分、予約の件数が、今はオンラインで結ばれましたので、そういったことがありまして、予約ができるということで、利用は全体的には減っているということです。

○委員長

そのほか、ございますか。

○高山委員

ビジョンにこだわるようですが、やっぱり今日お示しいただいた素案の一番大事なのは、18ページの新潟市の目指す図書館像の4

本の柱だと思います。これをもっと具体的に脹らませていただいて、将来こういう図書館にしたいのだということをは是非、お示し願えればと思います。この4本の柱については、特に文句はございません。要するに、今までの図書館というのは、待ちの姿勢だったのです。それをみんなが真剣に検討しなければいけない時期にきているのではないかという意見もあります。私もそうではないかと思っておりますので、ただ来てくださいというのではなくて、何かイベントを仕掛けながらお客さんを呼び込むという、そういう意味の待ちの姿勢を打破するという一つの基本的な立場に立って、是非、この4本の柱を展開させていって、新潟市の将来の図書館像を見せていただきたいと思います。

○山田委員

今のお話をお聞きして、なおさらそう思うのですが、待ちの姿勢というのでしょうか、現実の調査、利用者満足度調査の概要というのが21ページに載っております。全体としては満足度1.4、大変いい数値だと私も思います。でも、これは待ちの姿勢を助長するものだ、むしろ、今、高山委員が指摘するような攻めに出るためには、何のどういうデータが必要なのか、何を見ればいいのか、もし、そんなことで、例えば利用しない人のアンケート・1,000人に聞きましたというのも非常に大事ではないかと、そんなのも必要としていけたら調査が脹らむし、方向がはっきりしてくるのではないかと、そんな気がいたします。

○中央図書館
企画管理課長

今の件でございますけれども、今回の中心館5館の利用者に限定して、アンケートをしたわけでございますけれども、先ほどお話がありましたように、全体的には高い評価をいただいたという結果になりました。しかし、利用者を対象にしたアンケート調査では、図書館を利用したことのない市民を含めた市民全体を対象としたアンケートに比べて、満足度と申しますか、評価が高くなるという傾向があるというのは、今までの事例からしてそうなのです。

○山田委員

いいから、行こうというのですか。

○中央図書館
企画管理課長

そうです。不満があれば来ないし、ある程度満足しているから図書館に皆さんが来られるということを考えれば、当然、評価は割合高くなるというふうになってきます。その辺は私どもも認識しております。満足度が高いから安心しているということではなくて、今回いろいろ項目で意見をいただいたのですけれども、他の項目に比べて評価が低かった項目、あるいは自由記載欄に記載してもらいました意見・要望に目をこらしまして、満足度が低かった理由や意見・要望の中の不満、そういったものの背景をよく分析しまして、今後のサービス向上につなげていければと考えています。

それと、図書館利用者の満足度を高めるということと併せて、先ほど委員がおっしゃいましたが、図書館に来ない方、そういう方がなぜ図書館に来ないのかということも、機会がありましたら、アンケート等で調査をして、図書館を利用したいという気持ちがありながら利用できないとか、しにくいといった阻害要因があるようであれば、それを解決して利用促進につなげていくことが大事だと思っています。

○委員長

委員の皆さんのご意見を聞きますと、とてもとても素案以前の内容でございますので、相当何回か協議会で議論をしてから、多分初めて日の目を見る内容であると思いますので、そのあたりも踏まえながら、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、「図書館振興ビジョン策定」の報告につきまして、終了いたします。

続きまして、県費負担教職員に関する「職員の退職手当に関する条例の一部改正」について。

○教職員課長

それでは、9月の新潟県議会で改正されました県費負担教職員に関する「職員の退職手当に関する条例」の内容について、当委員会にも関係する部分がありますので、お手元の資料に基づいてご報告いたします。

はじめに、1の「概要」についてですが、今回の条例改正は、国家公務員退職手当法の改正に準じて行ったものです。大きな改正点としましては、職員の退職後、その在職中に懲戒免職に相当する不祥事を起こしていたことが発覚した場合、退職金を返還するよう命じることができるようにしたものです。これが適用されるのは、条例の公布及び施行日の平成21年9月29日以降の退職者になります。

具体的な改正内容については、破線で囲んであります、2「改正内容」をご覧ください。まず、(1)として、退職後に在職期間中の非違行為が発覚した場合の処分が拡大されたということです。これまでは、禁固以上の刑が確定しなければ返還を求められなかった職員の退職金について、在職中に懲戒免職に相当する不祥事を起こしていたことが発覚した場合には、返還を命じたり、支給前であれば、支払いを制限することができるほか、本人が死亡している場合には、遺族などに返還を命じることが新たに可能となりました。

なお、これらの退職後に発覚した在職中の非違行為に基づく支給制限や返納命令を行う場合は、新たに退職手当審査会、この資料の3「条例改正によって新たに設置された機関」のうちの下にある機関です。ここへの諮問が義務づけられました。これは、退職手当の

支給制限等の処分が、適切なものを公平な第三者から審議してもらうために設置された機関です。新潟県人事委員会が、この機能を持つこととなります。

次に、改正内容（２）として、在職中の懲戒免職者に対する一部支給制限が新設されました。これまでは、在職中の職員が懲戒免職処分を受けた場合、一律で全額不支給としていたものが、一部支給制限も可能となりました。ただし、運用としましては、非違行為の発生を抑止する制度目的から、これまでどおり全額不支給とすることを原則としたいと考えております。

資料３として、今回の改正によって新たに設置されるもう一つの機関として、表の上の機関ですけれども、退職手当管理機関があります。この機関で退職手当の支給制限等を行うことができると定義づけられました。この機関は、懲戒免職等の処分を行う権限を有する機関とすることとなっていますので、本市の場合は、当委員会が県費負担教職員の退職手当管理機関となります。

なお、幼稚園、高校の市費負担教職員についても、県条例に準じて取り扱うことになっておりますので、同様となります。

したがって、今後、当委員会で新たにご審議いただく事項として、１．現職職員の懲戒免職処分の決定にあわせて、退職手当を不支給とするか、一部制限とするかの決定、２として、退職後に非違行為が発覚した場合、懲戒免職処分相当とするかどうかの決定と、その場合の退職手当の支給制限等にかかる県人事委員会への諮問案の決定、３．県人事委員会の答申に基づいた退職手当の支給制限等の決定、以上の３点が議案として挙げられることとなります。

資料の裏面をご覧ください。条例改正後の退職手当の支給制限、返納制度の流れを、五つのケースを想定しまして図に表したものでございます。私からの報告は、以上です。

○委員長

ありがとうございました。何かコメントがありましたら、ご質問はございますでしょうか。

○高山委員

まず、平成 20 年、去年の 12 月 19 日に成立していますね。今頃、これはどういうことですか。

○教職員課長

県議会を通過しましたのが、この 9 月ということですので、それを受けてということです。

○高山委員

今の説明で、改正の内容の破線の中の（２）在職中の懲戒免職者に対する一部支給制限の新設と、これについては、今の説明では全額不支給と聞いたのですが、新潟市では、一部支給などしないというお考えですか。

○教職員課長

このことにつきましては、現在のところ、県もそのような考えで

- 高山委員
- 教職員課長
- 高山委員

いくと聞いておりますので、県と同様にしたいと考えております。
ただし、一応検討はするということですか。

そのとおりでございます。

退職後5年ですか、要するに退職してから発覚するというのもあるわけですね。それが5年以上たって発覚したら、返還に及ばないというふうにも解釈できるわけですが、それでいいのですか。

- 教職員課長
- 高山委員

退職日から5年以内に限るとのことです。

遺族に返せというのも、何か酷なような気もしますけれど。これは感想ですが。お父さんは悪いことをしたのだから、遺族の妻と子どもに責任が及ぶのかなと、亡くなったものはしょうがないのではないかと思うし。

- 田中委員
- 委員長

使い切っていた場合はどうなるのですか。

条文を見ないと法的解釈はできないのですが、これを見ると、本人が死亡している場合は、遺族に返還を命じることができるという、しなくてもいいということかもしれないと、できるですから、いわゆる条文の解釈からいくと、どうなるのですか、この辺は。

- 教職員課長

できる規定ということですので、その遺族の状況を踏まえて、その返還を認めるかどうかということについては、考えるということですね。

- 高山委員
- 教職員課長
- 鈴木教育長

そういった場合も、ここで審査をするのですか。

はい、審査をお願いいたします。

案件が出てきたら、事例が積み上がるまでは、今課長が申し上げたように、今までは懲戒免職の場合、退職手当はゼロですから、事例が積み上がらないと、そういうふうにはやっていかざるを得ないのかなと。今、現実、裁判所の段階では、退職金が全額ゼロということで懲戒免職処分が重すぎるのではないかとということで、行政側が敗訴している事例がありますので。

- 委員長

そのほかにございますか。そうすると、退職された教職員の方、5年間はこの教育委員会としての、変な話、管理・監督の下にあるというふうには解釈できるわけですが、その辺のところのシステムみたいなものはあるのですか。逆に言うと、海外へ行ったみたいな。

- 教職員課長
- 委員長

在職中の懲戒免職処分に相当するということですので。

これは在職中に行ったやつが、退職してから5年以内に発覚したということですね。その5年の中に、例えば今申し上げましたように、夫婦で海外に移住してしまいましたと、そうなりますと、退職後のご本人の動向というのは、教育委員会としては把握するシステムはないわけですね。どのようにするのかということですね。そうい

○教職員課長

うことが起こった場合のことを想定してなのですけれども。

それこそ積み上げていかなければ分かりませんが、現在のところ、市としましては、そのようなケースは考えていないと。

○山田委員

決定はできるでしょう、返還をなさないと。ただし、どう通知するかについては、今度はその人の調査が入って、外国であろうと、何であろうと、決定したならば通知すると、納め方とは別ですよ。

○鈴木教育長

それと、今、委員長がおっしゃったように、例えば退職後のその人の生活状況を把握できるか否かということになると、それはこれからの話でしょうけれども、なかなか難しいのかなど。

○田中委員

事例はあるのですか。

○鈴木教育長

不祥事を前提にして、その後の生活、本人が届け出る義務があるのかどうか。

○委員長

例えば返還を命じましたと、返還させるための一つのやり方というか、その辺もまだできていませんよね。

○高山委員

それで、これは県費教職員、市役所職員も同じですか。

○教職員課長

これから条例を作ります。

○高山委員

これからですか。

○教職員課長

県の方が先行していますので、市の方も同様に条例を作っていく予定です。

○委員長

そのほかにございますでしょうか。

○小嶋委員

今日の会議はどこまでを報告されるんですが。

○委員長

条例の一部改正になったことのご報告ということで、この後、いろいろ整理をしなければならぬ事項が出てくるかと思っておりますので、よろしく願います。

それでは報告事項、以上をもちまして終了させていただきます。

第4 次回日程

○委員長

それでは次回、教育総務課長をお願いします。

○教育総務課長

次回の日程について御連絡申し上げます。

11月につきましては、12月1日火曜日、午前9時半から、12月につきましては12月16日水曜日、午後2時からを予定しておりますのでよろしく願います。

○全委員

全員異議なく了承する。

第5 閉会宣言

○委員長

午前10時40分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員